

# 群馬県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（案） 概要

## 1 概要

令和7年改正児童福祉法の施行により、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において、都道府県は一時保護委託者の登録等に関する基準を条例で定めなければならないこととされました。

県が定める条例は、令和8年3月30日に発出された「一時保護委託者の登録等に関する基準（令和八年内閣府令第十六号）」の内容に基づくこととされています。この内閣府令は、①内閣府令で定める基準に従い定めるもの及び②内閣府令で定める基準を参酌するものに分類され、②内閣府令で定める基準を参酌するものについては、内閣府令を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができるとされています。

## 2 条例案について

参酌すべき基準については、県に勘案すべき特殊事情が存在しておらず、内閣府令で定める基準と同様にしております。